

## これまでに介護給付費分科会でご議論いただいた事項

### 療養病床から転換した介護老人保健施設について

#### 1 療養病床から転換した介護老人保健施設の介護報酬上の評価について

##### 【基本的な考え方】

- 療養病床の転換に際しては、入院患者の医療ニーズに適切に対応することが必要。
- 療養病床が介護老人保健施設に転換する場合、こうした医療ニーズについて、既存の介護老人保健施設の基準では対応できないものがあり、一部機能を付加して対応する必要がある。具体的には、
  - ・ 平日昼間における医療ニーズの高まりに対する対応
  - ・ 夜間等の対応（急性増悪といった緊急対応、日常的な医療処置）
  - ・ 看取りへの対応
- これらの機能は、入所者全員がほぼ等しく受けるサービスと入所者の状態により個別のニーズが大きく異なるサービスに分かれる。

介護報酬上の評価手法としては入所者に等しく支払う方式と実際にサービス提供がなされた程度に応じ支払う方式があり、これらを適切に組み合わせ、現行の施設サービス費に加えて評価する。

##### 【介護報酬による評価内容】

##### ①. 入所者全員が等しく受けるサービス

##### i 夜間等の日常的な医療処置への対応

夜間の日常的な医療処置の提供に必要な看護職員の確保等を評価する。

看護職員の配置については、「医療区分1及び医療区分2の3割」の者が療養病床から転換した介護老人保健施設に入所した場合の夜勤時間帯（17時～翌9時）の看護業務量及び日中の看護業務量を基に1日の看護業務量

を推計すれば、必要な看護職員の配置は概ね6:1となる。

## ii 物品費

療養病床から転換した介護老人保健施設において入所者の医療ニーズから勘案して必要となる物品費（医薬品費・医療材料費）を評価する。

## ② 入所者によりニーズが大きく異なるサービス

### i 看取り

医師、看護職員等による終末期における看取り体制を適正に評価する。  
具体的には、次に掲げるような要件を満たした場合に評価する。

- ・ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがないと診断した入所者に対するものであること
- ・ 入所者又はその家族等の同意を得て、当該入所者のターミナルケアに関する計画が作成されていること
- ・ 医師、看護師、介護職員等が共同して、随時、本人又は家族への説明を行い、同意を得ながらターミナルケアが行われていること
- ・ 入所者が入所施設又は当該入所者の居宅において死亡した場合

### ii 医師による医学的管理

入所者の個別ニーズに応じた適切な医学的管理への対応については、介護療養型医療施設において入所者の個別の医療ニーズに応じて評価している項目のうち下記の項目を除き、評価する

- ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設の入所者像にかんがみ、除外することが適当と考えられる事項（医療区分3に関する項目等）
- ・ 介護老人保健施設において既に加算により評価されている項目

### iii 急性増悪時の対応

急性増悪時に、施設の医師では対応することが困難な処置等を外部の医師が行った場合の評価を医療保険で行う。

## 2 療養病床から転換した介護老人保健施設の施設要件について

- 「療養病床から転換した介護老人保健施設」は、「既存の介護老人保健施設」と比べて、
  - ・ 現在の入所者について、「医療機関」から入所した者の割合の方が「家庭」から入所した者の割合より高いことから、一般病床等からの退院者の受け皿として機能している
  - ・ 日中・夜間を通して一定の医療ニーズが高いという特性を有していることにかんがみ、一定の施設要件を設定する。

## 3 療養病床から転換した介護老人保健施設における基準の緩和

- ① 療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積基準(一人当たり)に係る経過措置
  - 療養病床及び介護老人保健施設の面積基準は、
    - ・ 療養病床は  $6.4 \text{ m}^2$
    - ・ 介護老人保健施設は  $8 \text{ m}^2$
    - ・ 療養病床から転換した介護老人保健施設は、平成 23 年度末まで  $6.4 \text{ m}^2$ で可(経過措置)
  - 療養病床を有する医療機関は、平成 12 年前後に建築された比較的新しい施設が多いことを勘案し、療養病床から転換した介護老人保健施設の療養室の面積に関し、療養病床の再編を定めた健康保険法等の一部改正法の公布日(平成 18 年 6 月 21 日)前に着工された施設については、大規模の修繕又は大規模の模様替を行うまでの間、以下の経過措置を講じる。
    - ・ 療養室の面積を算定する際、談話室の面積を含めて算定することを可能とする。
    - ・ 平成 24 年 4 月以降も経過措置 ( $6.4 \text{ m}^2$ ) を認める。なお、平成 24 年 4 月以降は、 $8 \text{ m}^2$ に対応している施設との均衡に配慮した評価を行う。

## 小規模介護老人保健施設における基準の緩和等

- 療養病床から小規模介護老人保健施設への転換を容易にするため、小規模介護老人保健施設について以下の改正を行う。
  - ・ 小規模介護老人保健施設における介護報酬の180日の算定日数上限を撤廃する。
  - ・ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設における支援相談員及び介護支援専門員の配置基準について緩和を行う。